

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドライン等の改正について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が成立し、建設業法（昭和24年法律第100号）第44条の4及び第44条の5が削除され、国土交通大臣への建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止されることとなりました。

また、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減するための基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続きについても簡素化を実施することとされています。

これらを踏まえ、今般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）、「建設業許可事務ガイドライン」（平成13年国総建第97号）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成13年国総建第99号）について、経由事務の廃止及び書類の簡素化等に伴う改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置していただくとともに、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 建設業法施行規則の改正内容について

- (1) 建設業の許可等に係る書類の見直し（規則第4条第1項第2号、第10条第2項、第3項関係）

許可申請時等に提出を求めている書類のうち、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）については、提出を不要とすることとする。

- (2) 経由事務の廃止に伴う規定の整理について（規則第6条、第11条、第19条の6第2項、第20条第5項、第21条の2第3項関係）

許可申請及び経営事項審査の申請等について、都道府県を經由して国土交通大臣に書類を提出することとしている規定を削除することとする。

## 2. 建設業許可事務ガイドラインの改正内容について

### (1) 営業所に関する書類について

- ・営業所の地図については、提出を求めないこととする。
- ・営業所を使用する権原を確認するため、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書の写し等の提出を求めていたが、これらの確認書類の提出は求めないこととする。なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載させることとする。

### (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する書類について

令3条に規定する使用人の常勤性を確認するために、健康保険被保険者証カードの写し等の提出を求めていたが、これらの確認書類の提出は求めないこととする。

### (3) 経營業務管理責任者等の住民票及び令3条に規定する使用人の委任状等について

従来、建設業許可事務ガイドラインに基づき提出を求めていた経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び令3条に規定する使用人の住民票並びに令3条に規定する使用人の権限を確認する委任状等は、今後求めないこととする。

### (4) その他、建設業法施行規則の改正に伴い、文言の整理等の改正を行った。

## 3. 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」の改正内容について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類がその主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長等の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、おおむね90日程度を目安とする。

なお、経由事務を継続する県についての取り扱いは別途記載している。

## 4. スケジュールについて

公布日：令和2年2月20日（建設業法施行規則の一部を改正する省令）

施行日：令和2年4月1日

(別添)

- ・建設業法施行規則の一部を改正する省令（官報）

- 建設業許可事務ガイドライン
- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

以上

○国土交通省令第八号  
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項第六号、第十一条第三項及び第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

（法第六条第一項第六号の書類）

（法第六条第一項第六号の書類）

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)  
 二 削除

一 (略)  
 二 別記様式第十一号の二による法第七条第二号ハに該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表

三 十八 (略)

三 十八 (略)

2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

第六条 削除

第六条 法第五条の規定により国土交通大臣に提出すべき許可申請書及びその添付書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

第十条 (略)  
 (毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)  
 (毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第七号及び第十七号に掲げる書面とする。

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号、第七号及び第十七号に掲げる書面とする。

(削除)  
 3 法第十一条第三項の規定による届出のうち第四条第一項第二号に掲げる書面に係るものは、別記様式第十一号の二による一覧表により行うものとする。

第十一条 削除

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条(第三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第二項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類(一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。)」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(経営規模等評価の申請)

第十九条の六 (略)

2 法第二十七条の二十六第二項及び第三項の規定により提出すべき経営規模等評価申請書及びその添付書類は、前項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。(再審査の申立て)

第二十条 (略)

2・4 (略)

5 第二項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第三項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(総合評定値の請求)

第二十一条の二 (略)

2 (略)

3 前項の規定により提出すべき請求書及び通知書は、第一項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(届出書の提出)

第十一条 法第十一条若しくは法第十二条又は第七条の二若しくは第八条の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書及びその添付書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。(特定建設業についての準用)

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条(第三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「に該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該一覧表に記載された同号ロに該当する者に係る第三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書又は監理技術者資格者証の写し」と、同条第二項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類(一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。)」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(経営規模等評価の申請)

第十九条の六 (略)

2 法第二十七条の二十六第二項及び第三項の規定により提出すべき経営規模等評価申請書及びその添付書類は、前項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつてはその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。(再審査の申立て)

第二十条 (略)

2・4 (略)

5 第二項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第三項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつてはその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(総合評定値の請求)

第二十一条の二 (略)

2 (略)

3 前項の規定により提出すべき請求書及び通知書は、第一項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつてはその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(削除)

様式第十一号の二 (第四条、第十条関係)

国家資格者等・監理技術者一覧表 (新規・変更・追加・削除)

(用紙A4)  
00007

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があったので、届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者  
印

区 分 項 番 項 番  
7 1 (1. 新規許可又は  
6 2 (1. 新規許可又  
7 1 (1. 新規許可又  
6 2 (1. 新規許可又  
7 1 (1. 新規許可又

許可番号 7 2 2 3 国土交通大臣許可(般( )第( )号 令和( )年( )月( )日

氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名

有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分

氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名

有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分

氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名

有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分

氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名  
氏 名 氏 名

有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分  
有資格区分 有資格区分

様式第十一号の二

記載要領

1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第 15 条第 2 号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同号イ）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

(1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者の「届出者」を消すとともに、「区分」の欄に「1」を記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

(2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者の「届出者」を消すとともに、「区分」の欄に「2」を記入し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第 7 条第 2 号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第 15 条第 2 号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

(3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第 7 条第 2 号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第 15 条第 2 号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第 15 条第 2 号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な業務を経験を有することとなつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者の「申請者」を消すとともに、「区分」の欄に「3」を記入し、当該変更があつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。

(4) (2) の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者の「申請者」を消すとともに、「区分」の欄に「4」を記入し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

(5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者の「申請者」を消すとともに、「区分」の欄に「5」を記入し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記 (4) に該当するものとして、変更前の氏名につき上記 (5) に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「申請者の「届出者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 「 地方整備局長  国土交通大臣  知事」及び「 地方整備局長  知事」については、不要のものを消すこと。

4  で表示された枠（以下「枠」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5  「許可番号」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば  又は  月  日 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

様式第十一号の二

6 [7][3]「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「又は」のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば「  」のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば「月日」のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 [7][4]「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄は、[7][1]「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、[7][1]「区分」の欄に「3」を記入した場合に限る。既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 [7][5]「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

附 則

この省令は令和二年四月一日から施行する。